

大垣市税条例の一部改正について

1 趣 旨

令和7年度税制改正に係る地方税法等の一部改正に伴い、大垣市税条例の一部改正を行うもの。

2 主な改正内容

(1) 個人市民税関係

・ 特定親族特別控除の創設

【第26条の3、第28条の2、第28条の3の2、第28条の3の3】

所得控除において、大学生年代の子等の所得に応じて控除額を遡減する仕組みである特定親族特別控除の額を追加するとともに、給与所得者等の扶養親族等申告書における記載事項について、特定親族を追加するもの。

(2) 市たばこ税関係

・ 加熱式たばこに係る課税標準の特例

【附則第20条の2】

加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする等の見直しを、2段階で、令和8年4月及び同年10月に実施するもの。

(3) 納税環境整備関係

・ 公示送達制度の見直し

【第11条】

公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を掲示板に掲示し、又は公示事項を設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることとするもの。

(4) その他

地方税法等の改正に伴う、引用条項等の整備を行うもの。

3 施行期日

項目			施行期日
個人市民税関係	2(1)	特定親族特別控除の創設	令和8年1月1日
市たばこ税関係	2(2)	加熱式たばこに係る課税標準の特例	令和8年4月1日
納税環境整備関係	2(3)	公示送達制度の見直し	地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日 ※公布の日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日